

定 款

カッパ・クリエイト株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、カッパ・クリエイト株式会社と称す。英文では、KAPPA・CREATE CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業およびこの関連事業を営むこと、ならびに次の事業およびこの関連事業を営む国内および外国会社の株式もしくは持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配、管理
 - (1) 飲食店の経営
 - (2) 食料品の加工および販売
 - (3) 損害保険代理業
 - (4) 不動産の売買、賃貸借およびその仲介業
 - (5) 農産物、水産物、畜産物の輸出入および販売
 - (6) 食品原材料、食器類、事務用品、および日用品雑貨の仕入および販売
 - (7) 厨房機器、食品加工機械器具、回転寿司専用設備のリースおよび販売
 - (8) 各種企業に対する経営計画、財務管理および労務管理の指導ならびに労務管理事務処理の受託
 - (9) 知的財産権の取得、利用許諾、譲渡および管理業務
 - (10) コンピュータのネットワークシステム、ソフトウェアおよび情報システムの企画、設計、販売、リース、保守ならびにこれらのコンサルティング
 - (11) 倉庫業、冷蔵冷凍倉庫業
 - (12) 貨物自動車運送業
 - (13) 前各号に附帯する一切の業務
2. 前項に定める会社等に対する経営コンサルティング業ならびに関連業務
3. 第1項に定める会社等の事業に関する金銭の貸付業務、資金調達業務、資金運営業務およびこれらの代行業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法によ

り行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、100,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により取締役会の決議によって、同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株式の権利制限)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式については、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 次条に定める単元未満株式の売渡しを請求する権利

(単元未満株式の買い増し)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところに従い、その有する単元未満株式と合わせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第 10 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年 3 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項および定款に定めるもののほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役会が定める取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役会の決議に基づき、取締役会が定める取締役が議長となる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使する

ことができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

- 第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

- 第 19 条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第 20 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、10 名以内とする。
2. 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする

(取締役の選任)

- 第 21 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(取締役の任期)

- 第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役会定める取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 25 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(代表取締役および役付取締役)

第 27 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、役付役員若干名を選定することができる。

3. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

(取締役会の決議の方法)

第 28 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 29 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 30 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定めた額を限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 33 条 当社は、監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第 34 条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 35 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 36 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第 37 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 38 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 39 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 42 条 当社は、会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、5,000 万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 43 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 44 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当等の基準日)

第 45 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
3. 前 2 項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第 46 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

附 1	平成 4 年 4 月 10 日	改定	(臨時株主総会)
附 2	平成 5 年 8 月 27 日	改定	(第 15 期定時株主総会)
附 3	平成 6 年 8 月 26 日	改定	(第 16 期定時株主総会)
附 4	平成 8 年 8 月 29 日	改定	(第 18 期定時株主総会)
附 5	平成 12 年 8 月 25 日	改定	(第 22 期定時株主総会)
附 6	平成 13 年 8 月 27 日	改定	(第 23 期定時株主総会)
附 7	平成 14 年 8 月 27 日	改定	(第 24 期定時株主総会)
附 8	平成 14 年 12 月 2 日	改定	(平成 14 年 11 月 1 日開催取締役会)
附 9	平成 15 年 8 月 27 日	改定	(第 25 期定時株主総会)

附10	平成16年	8月25日	改定	(第26期定時株主総会)
附11	平成18年	8月25日	改定	(第28期定時株主総会)
附12	平成19年	8月30日	改定	(第29期定時株主総会)
附13	平成20年	5月28日	改定	(第30期定時株主総会)
附14	平成21年	5月26日	改定	(第31期定時株主総会)
附15	平成24年	5月29日	改定	(第34期定時株主総会)
附16	平成26年	3月1日	改定	(株式分割に伴う変更)
附17	平成26年	5月28日	改定	(第36期定時株主総会)
附18	平成26年	12月17日	改定	(臨時株主総会)
附19	平成27年	6月19日	改定	(第37期定時株主総会)
附20	平成27年	10月1日	改定	(合併に伴う社名変更)
附21	平成30年	6月18日	改定	(第40期定時株主総会)
附22	令和4年	6月21日	改定	(第44期定時株主総会)

附 則 Ⅱ

1. 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。
3. 本附則Ⅱは、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。